建設業に活用できる制度（助成金等）の説明

2016年7月29日

NPO厚木診断士の会
内山　崇行

助成金の特徴

助成金の特徴は以下の通りです

- 返済　　不要（融資ではない）
- 審査　　不要（支給要件を満たせば貰える）
- 内容　　”ヒト”に関する助成
  （雇用、人材教育、制度・施設整備、女性・育児休業・高齢者等支援）
- 方法　　1. 社内で申請する
  2. 社会保険労務士が申請する

財源

財源は雇用保険の会社負担分です。

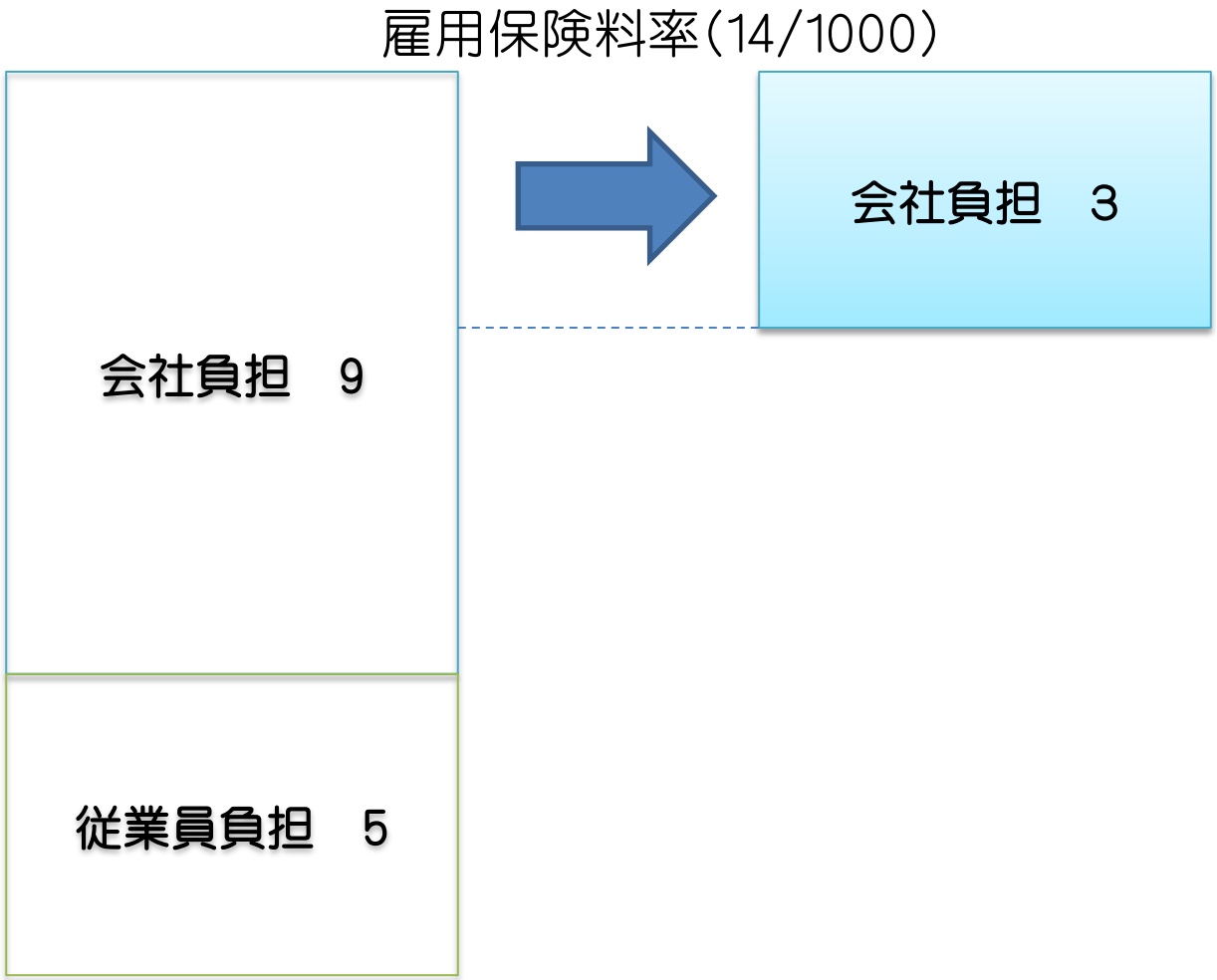

分類

御社はどれにあてはまりますか？

ケース	助成金名称
これから人を雇う	1. キャリアアップ助成金
人事・評価制度を整備し、離職者を減らしたい	2. キャリア形成促進助成金 3. 職場定着支援助成金
従業員の能力を上げたい 従業員が教育に行っている期間の売上減を少しでも補填したい	4. 建設労働者確保育成助成金 （認定訓練、技能実習）
自社の評判を上げ、それにより入社する人を増やしたい	4. 建設労働者確保育成助成金 （若年層及び女性に魅力ある職場づくり事業コース）
女性従業員がいる	4. 建設労働者確保育成助成金 （若年層及び女性に魅力ある職場づくり事業コース） 5. 女性活躍加速化助成金

1. キャリアアップ助成金（正社員化コース）

内容

非正規雇用の労働者（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等）を正社員へ転換した場合

支給額

60万円/1人　最大15人/1企業

注意

入社前に“有期契約である旨”、“正社員への転換の可能性がある旨”を通達しておくこと

2. キャリア形成促進助成金（制度導入）

内容

従業員個々の職業能力、モチベーションアップ等、人材育成に取り組む事業主を支援

支給額

最大200万円

1）教育訓練・職業能力評価制度導入 2）セルフ・キャリアドック制度導入 3）教育訓練等休暇制度導入 4）社内検定制度導入	各50万円

2. キャリア形成促進助成金
（教育訓練・職業能力評価制度導入）

内容

従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブカードを活用し計画的に行う制度を導入

職業能力の

部門 ＼ レベル		Ｌ１	Ｌ２	Ｌ３	Ｌ４
経営			【経営企画】 経営管理実務	経営管理	経営戦略
総務		【庶務管理】 庶務・渉外実務（補助） 施設管理実務（補助）	庶務・渉外実務 施設管理実務	庶務・渉外運営管理 施設管理	事務情報システム化戦略
土木	土木施工		【施工計画】 契約確認 計算書作成 施工計画立案		
			【実行予算】 実行予算作成		
			【施工管理】 躯体工 仮設工事 土工 基礎工 擁壁工 法面工 ブロック工 排水構造物工 軟弱地盤処理工 アンカー工 かご工 アンダーピニング工 特殊基礎工 ケーソン工 既製杭工 場所打ち杭工 地盤改良工 河川海岸工 捨石工 砂防工 地滑り防止工 共同溝工 ダム工 トンネル工 公園植栽工 道路工	工事管理	総合工事計画
			【安全・環境】 安全衛生管理 環境管理	安全衛生管理推 環境管理推進	

2. キャリア形成促進助成金
（セルフ・キャリアドック制度導入）

内容

ジョブカードを活用し、キャリアコンサルタントによるキャリア相談を定期的に実施する制度を導入

～ジョブカードとは～

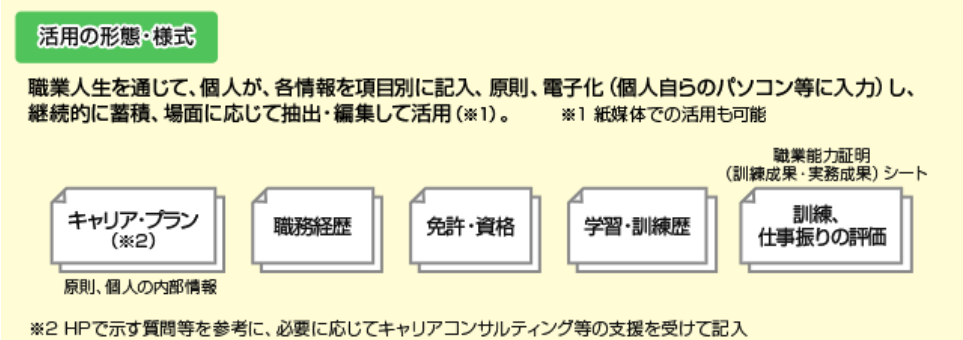

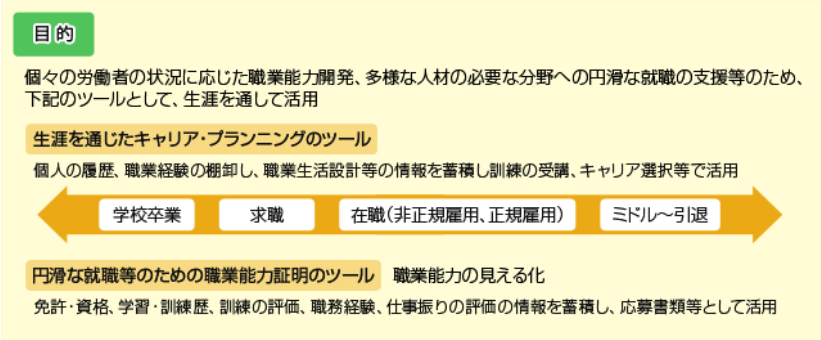

在職労働者にとってのメリット

1 キャリア・プランニングでの活用

生涯を通じたキャリア・プランニングに活用。職業経験の棚卸し、キャリア・プラン（職業生活設計）等の蓄積。キャリアコンサルティング等の際の活用

2 在職労働者の実務能力の証明

実務経験を通じ発揮される職業能力を企業がジョブ・カードを用い評価。労働者自身のキャリア形成・職業能力の見える化が促進

3 専門実践教育訓練における活用

中長期的なキャリア形成支援のための専門実践教育訓練において、受講前にキャリアコンサルティングを受け、受講後の職務に活用

4 教育訓練における活用

教育訓練受講前、受講中、受講後にキャリアコンサルティングを実施し、訓練受講の必要性の明確化、職業意識の向上、訓練効果の向上、円滑な就職に活用

出所:厚生労働省 ジョブカード制度総合サイト（抜粋）

2. キャリア形成促進助成金
（教育訓練等休暇制度導入）

内容

自発的に教育訓練、職業能力検定、キャリアコンサルティングを受講する従業員に対し、事業主が教育訓練休暇等を適用する制度を導入

- 5年に5日以上の休暇を付与
- 1年間に5日以上の取得が可能

（※有給教育訓練短時間勤務制度の場合は40時間以上）

2. キャリア形成促進助成金（社内検定制度導入）

内容

企業内で実施され試験が公正かつ客観的な評価の下に行われる試験制度（キャリア形成を図るために効果的なもの）を導入

※ 社内検定運営組織の規定例

※ 社内検定運営委員会事務局を○○課に置く。

3. 職場定着支援助成金

内容

事業主が、雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度）の導入等による雇用管理改善を行い、人材の定着・確保を図る場合
[1] 評価・処遇制度
[2] 研修制度
[3] 健康づくり制度
[4] メンター制度

支給額

制度導入・・・各10万円
目標達成・・・60万円

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数区分	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率（目標値）	15%	10%	7%	5%	3%

4. 建設労働者確保育成助成金

内容

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主に対する助成。若年労働者の確保、育成、技能継承を通じ、建設労働者の雇用安定、能力開発・向上が目的

支給額

1)認定訓練コース(賃金助成)	1人:5000円/1日 (上限1000万円)
2)技能実習コース(経費助成) 3)技能実習コース(賃金助成)	経費:外部機関依頼 8割、内部実施 9割(上限10万) 賃金:1人8000円/1日(上限20日) ※全体で上限500万
4)若年層及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主経費助成)	事業実施に関わる経費の2/3 賃金:1人8000円/1日(上限6日) ※全体で上限200万

4. 建設労働者確保育成助成金
認定訓練コース（賃金助成）

内容

雇用する建設労働者に対して、有休で認定職業訓練を受講させること
（※キャリア形成促進助成金、またはキャリアアップ助成金の支給を受けていることが前提）

認定職業訓練リスト（例）

訓練科名	コース名	訓練科名	コース名
建設施工科	足場の組み立て	塑性加工科	技能検定学科準備講習
建設施工科	木造建築物組立	塗装科	基礎技能者育成
建設施工科	型枠支保工	塗装科	技能検定総合
建設施工科	土止め・地山	塗装科	1級技能士
建設施工科	木材加工用機械	木造建築科	二級建築士受験
建設施工科	石綿	建築科	二級建築士応用学科
建築科	足場の組立て等作業主任者技能講習	建築科	設計製図
建築科	石綿作業主任者技能講習	建築科	技能検定予備講習
建築科	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	建築科	二級建築士基礎学科
建築科	職長・安全衛生責任者教育（リスクアセスメント含む）	建築科	技能検定受検準備
建築科	有機溶剤作業主任者技能講習	建築科	施工・規矩術（2級）
塑性加工科	技能検定実技準備講習	建築科	施工・規矩術（1級）

出所:認定職業訓練校リスト(神奈川県)

4. 建設労働者確保育成助成金
技能実習コース（経費助成・賃金助成）

内容

雇用する建設労働者に対して、技能実習を行うこと、
又は登録教習機関等で行う技能実習を受講させること

技能実習リスト

作業主任者		20.	鉛作業主任者
1	木材加工用機械作業主任者	21.	有機溶剤作業主任者
2	プレス機械作業主任者	22.	石綿作業主任者
3	乾燥設備作業主任者	23.	酸素欠乏危険作業主任者
4	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	24.	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
5	ずい道等の掘削等作業主任者	技能講習	
6	ずい道等の覆工作業主任者	26.	床上操作式クレーン運転技能講習
7	型枠支保工の組立て等作業主任者	27.	小型移動式クレーン運転技能講習
8	足場の組立て等作業主任者	28.	ガス溶接技能講習
9	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	29.	フォークリフト運転技能講習
10	鋼橋架設等作業主任者	30.	ショベルローダー等運転技能講習
11	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	31.	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
12	コンクリート橋架設等作業主任者	32.	車両系建設機械（解体用）運転技能講習
13	採石のための掘削作業主任者	33.	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
14	はい作業主任者	34.	不整地運搬車運転技能講習
15	船内荷役作業主任者	35.	高所作業車運転技能講習
16	木造建築物の組立て等作業主任者	36.	玉掛け技能講習
17	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	37.	ボイラー取扱技能講習
18	普通第一種圧力容器取扱作業主任者		
19	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		

出所:神奈川労働局ホームページ

4. 建設労働者確保育成助成金

若年層及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費助成）

内容

若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業の実施

事業の名称	事業の具体例
①建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業	a.現場見学会 b.加工技術等体験会 c.体験実習d.インターンシップ など
②技能の向上を図るための活動等に関する事業	a.入職内定者への教育訓練 、b.新規入職者への研修会、など
③労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業	a.安全衛生管理計画の作成、b.工事現場の巡回、c.災害調査の記録、など
④技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業	a優良な技術者・技能者に対する表彰制度 b.雇用改善について優良な取組を実施する者に対する表彰制度など
⑤雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業	雇用管理研修または職長研修の実施
⑥雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の受講に関する事業	研修の受講 a.雇用管理研修または職長研修、b.雇用管理研修または職長研修（若年者に魅力ある職場づくり事業を実施する中小建設事業主団体が実施するもの）、など
⑦女性労働者の入職や定着の促進に関する事業	a.優良な女性労働者に対する表彰制度 b.女性労働者の産休や育休からの復職を目的とした教育訓練や研修の実施 など

5. 女性活躍加速化助成金

内容

自社の女性の活躍に関する「取組目標」の実施、および「数値目標」を達成した事業主

支給額

最大60万円
【加速化Aコース】取組目標を実施･･･30万
【加速化Nコース】取組目標を達成、かつ数値目標を達成･･･30万